

犯罪被害者支援のご案内

犯罪被害者相談の窓口

各種犯罪に遭いお困りの方のために、相談窓口を開設しています。



相談サポートコーナー 043 - 227 - 9110
(プッシュ・携帯「9110」)

性犯罪110番 043 - 223 - 0110
(プッシュ・携帯「8103」)

少年センター(ヤングテレホン) 0120 - 783497

女性相談所 0120 - 048224
(電車内における痴漢等)

暴力団相談 043 - 254 - 8930

カウンセリング

犯罪の被害者やご家族の受けた心の傷に対し、精神的なケアを行う「千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム(通称アクト)」が活動しています。

ひとりで悩まず、事件を担当した警察官に「アクトの人をお願いします。」と声を掛けてください。

犯罪被害給付制度

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族又は身体に傷害等を負った被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するものです。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

被害にあったことを誰にも打ち明けられず、自分を責めたりしていませんか。ひとりで悩まず、ご相談ください。

秘密は厳守します。(相談無料)

被害直後から、専門の支援員が被害者に寄り添い、ニーズを踏まえた総合的な支援を提供し、心身の負担軽減と健康回復をサポートします。

支援内容 電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談など。

千葉犯罪被害者支援センターでは医療機関への付添い支援も行います。

《NPO法人 千葉性暴力被害支援センターちさと》

緊急の医療支援は24時間365日受けられます。

受診する医療機関は国立病院機構千葉医療センターとなります。

電話番号 043 - 251 - 8500

受付時間 月～金(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後9時
土(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時

《公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター》

医療機関や裁判所などへの付添い支援を行います。

県内各地の連携医療機関での支援が受けられます。

電話番号 043 - 222 - 9977

受付時間 月～金(祝日、年末年始を除く) 午前10時～午後4時

問い合わせ先

千葉県警察本部犯罪被害者支援室

(代表)043 - 201 - 0110

又は、

東金警察署警務課

(代表)0475 - 54 - 0110